

# 株式交付制度により株式を譲渡した場合の譲渡所得等に係る通達等の趣旨解説の公表

Issue192, November 2021

## In brief

2021年3月1日に施行された、改正会社法において創設された株式交付制度に基づいて株式交付が行われた場合の、法人税法および所得税法の取扱いが令和3年度税制改正で措置され、2021年4月1日以後に行われる株式交付について適用されています。この改正に係る改正通達(以下、「改正通達」)が2021年6月25日に発遣され、当該通達の趣旨説明が公表されました(7月21日(法人税)および10月20日(所得税)にそれぞれ公表)。改正通達では、混合対価が交付される場合<sup>1</sup>の8割要件の判定<sup>2</sup>に係る取扱いや、一株に満たない数の株式の譲渡などによる代金が交付された場合の取扱いが明らかにされています。本号では、改正通達の趣旨解説を踏まえて概要を説明し、申告上の留意事項について解説いたします。

## In detail

### 1. 株式交付制度の創設に係る租税特別措置法の改正

会社法における株式交付制度<sup>3</sup>(会社法774の2から774の11)の創設に伴い、自社株式を対価として、対象会社株主から対象会社株式を取得するM&Aが一定の要件を満たす場合に、対象会社株主の譲渡損益課税を繰延べる措置が令和3年度税制改正により創設されました。

新たに創設された、株主(法人株主及び個人株主)の課税繰延制度(以下、「本制度」)は、株主がその有する株式を発行した法人を株式交付子会社<sup>4</sup>とする株式交付によりその株式を譲渡し、その株式交付に係る株式交付親会社<sup>5</sup>の株式の交付を受けた場合(8割要件を満たさない場合を除く)には、その譲渡した株式の譲渡損益のうち、その交付を受けた株式交付親会社の株式に対応する部分の計上を繰り延べるものです(措法66の2の2(株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例)、37の13の3(株式等を対価とする株式の譲渡に係る譲渡所得等の課税の特例))<sup>6</sup>。

<sup>1</sup> 株式交付親会社の株式以外の資産(現金等)が交付される場合

<sup>2</sup> 株式交付により交付を受けた株式交付親会社の株式の価額が株式交付により交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち占める割合が8割に満たないかどうかの判定

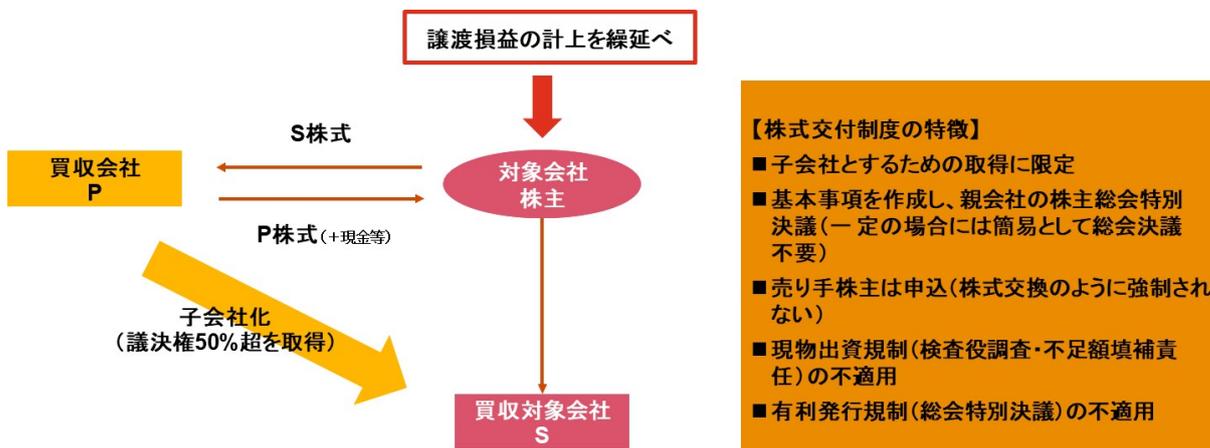
<sup>3</sup> 株式会社が他の株式会社をその子会社とするために当該他の株式会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対して当該株式の対価として当該株式会社の株式を交付すること(会社法2三十二の二)

<sup>4</sup> 株式交付親会社が株式交付に際して譲り受ける株式を発行する株式会社(会社法774の3①一)

<sup>5</sup> 株式交付をする株式会社(会社法774の3①一)

<sup>6</sup> 課税繰延制度の外国法人および非居住者への適用については、その非居住者または外国法人の日本でのPE(恒久的施設)において管理する株式に対応して株式交付親会社の株式の交付を受けた部分に限られます。

本制度の適用については選択制ではなく(申告要件等は付されていません)、強制適用とされており<sup>7</sup>、この点は租税特別措置法関係通達(以下、「措置法関係通達」)66の2の2-1にも明らかにされています。ただし、株式交付親会社はその確定申告書に株式交付計画書及び株式交付に係る主要な事項に関する明細書を添付する(株式交換及び株式移転についても同様)とともに、その明細書に株式交付により交付した資産の数又は価額の算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類を添付する必要があります(法規35五、六)。



(出所: 与党税制調査会資料を基に PwC 税理士法人にて作成)

本制度による法人株主における譲渡対価の額、又は個人株主における譲渡所得等の金額は、それぞれ以下のように計算した金額となります(措法66の2の2①、措法37の13の3①、措令25の12の3①、④)。個人株主の所有株式の譲渡に係る収入金額及び取得価額については、租税特別措置法(株式等に係る譲渡所得等関係)(以下、「措置法通達(株式等に係る譲渡所得等関係)」)37の13の3-4において、より詳細な規定が設けられています。

法人株主における、株式交付による有価証券の譲渡損益の計上時期<sup>8</sup>は、株式交付の日の属する事業年度とされています(法61の2①、法規27の3六、法規27の3十五)。個人株主については、措置法通達(株式等に係る譲渡所得等関係)37の10・37の11共-1に定められています。

法人株主	個人株主
譲渡対価の額 = (所有株式の株式交付直前の帳簿価額 × 株式交付割合) + 交付を受けた金銭等の額(注) 株式交付割合 = (交付を受けた株式交付親会社の株式の価額) / (交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額(配当見合い金銭等の額を除く))	収入金額 = (株式交付により譲渡した所有株式の価額 - 当該所有株式の価額) × 株式交付割合(注) 取得価額 = (株式交付により譲渡した所有株式の取得価額 - 当該所有株式の取得価額) × 株式交付割合(注)
(注) 交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額から交付を受けた株式交付親会社の株式の価額及び配当見合い金銭等の額の合計額を控除した金額	(注) 法人株主における譲渡対価の額の算定における株式交付割合と同じ

<sup>7</sup> 令和3年度税制改正の解説 663頁

<sup>8</sup> 株式交付親会社が株式交付により自己の株式とともに自己の株式以外の有価証券を交付した場合、及び株式交付子会社の株主又は新株予約権者が株式交付により株式交付子会社の株式又は新株予約権を譲渡した場合

なお、混合対価の 8 割要件の判定に当たっては、上記の株式交付割合の算定式の分母の額は、剰余金の配当として交付された金銭その他の資産を除外しないで判定されます<sup>9</sup>。

株式交付親会社が取得した株式交付子会社の株式の取得価額及び株式交付親会社における増加資本金等の額は以下の通りです(措令 39 の 10 の 3 ④一、39 の 10 の 3 ④二、39 の 10 の 3 ④三、措規 22 の 9 の 3)。株式の取得価額の判定における株主数(50 人)は、株式交付に応じた株主の人数とされます(株式交換の場合は、株式交換完全子法人の株主数)<sup>10</sup>。

	株式交付親会社の株式のみを 交付した場合	株式交付親会社の株式以外の資産を 交付した場合
株式の取得 価額	【50 人未満の株主から取得をした場合】取得の直前 における株主帳簿価額に相当する金額 【50 人以上の株主から取得をした場合】株式交付子 会社の前期末時の簿価純資産価額に株式の取得 割合を乗じた金額等	左記の金額に株式交付割合を乗じて計算した 金額と株主に交付した金銭等の合計額
増加資本金 等の額	株式交付により移転を受けた株式交付子会社の株 式の取得価額	株式交付子会社の株式の取得価額から株主 に交付した金銭等の額を減算した金額

会社法の株式交付制度は 2021 年 3 月 1 日に施行されていますが、上記の課税繰延制度は、2021 年 4 月 1 日以後に行われる株式交付について適用されています(令和 3 年度改正法附則 36⑤、53)。

## 2. 改正通達と趣旨解説の概要

上記改正に係る改正通達が 2021 年 6 月 25 日に発遣され(「法人税基本通達等の一部改正について」(法令解釈通達)<sup>11</sup>、「租税特別措置法(株式等に係る譲渡所得等関係)の取扱いについて」等の一部改正について(法令解釈通達)<sup>12</sup>、当該通達の趣旨説明が公表されました(7 月 21 日(法人税)<sup>13</sup>と 10 月 20 日(所得税)<sup>14</sup>に公表)。

<b>租税特別措置法関係通達(法人税編)</b> 第 66 条の 2 の 2(株式等を対価とする株式の譲渡に係 る所得の計算の特例)関係	<b>租税特別措置法(株式等に係る譲渡所得等関係)の取 扱いについて</b> 措置法第 37 条の 13 の 3(株式等を対価とする株式の 譲渡に係る譲渡所得等の課税の特例)関係
66 の 2 の 2-1(株式の占める割合が 8 割以上となる場 合の本制度の適用)	37 の 13 の 3-1(株式交付親会社の株式の占める割合 の判定等における株式交付親会社の株式の価額)
66 の 2 の 2-2(株式の占める割合の判定等における 株式交付親会社の株式の価額)	37 の 13 の 3-2(株式交付親会社の株式の占める割合 の判定等の単位)
66 の 2 の 2-3(1 株未満の株式の譲渡代金を交付した 場合の株式の占める割合の判定等)	37 の 13 の 3-3(一株に満たない数の株式の譲渡等によ る代金が交付された場合の取扱い)
<b>法人税基本通達</b> 1-4-1(組織再編成の日)(注)2	37 の 13 の 3-4(株式交付により金銭等の交付を受けた 場合の譲渡所得等の金額) 37 の 10・37 の 11 共-1(株式等に係る譲渡所得等の 総収入金額の収入すべき時期)(10) 37 の 10・37 の 11 共-18(「取得をした日」の判定) (15)

<sup>9</sup> 令和 3 年度税制改正の解説 663 頁

<sup>10</sup> 令和 3 年度税制改正の解説 665 頁

<sup>11</sup> <https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/hojin/kaisei/2106xx/03.htm>

<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/hojin/kaisei/2106xx/index.htm>

<sup>12</sup> <https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/shotoku/sochiho/kaisei/2107xx/pdf/01.pdf>

<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/shotoku/sochiho/kaisei/2107xx/index.htm>

<sup>13</sup> <https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/210625/index.htm>

<sup>14</sup> <https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/shotoku/joto-sanrin/0021010-044/0021010-044.pdf>

措置法関係通達 66 の 2 の 2-1 は、株式交付が 8 割要件を充足する場合は、租税特別措置法（以下、「措置法」）第 66 条の 2 の 2（株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例）第 1 項の規定を適用して、所有株式に係る譲渡対価の額を算定することが規定されています。これは、株式交付による株式の譲渡は、「任意」の株式の譲渡に該当することといった観点から、本制度が措置法に位置付けられていますが、8 割要件を充足する場合には、必ず本制度の適用となること、即ち強制適用であることが留意的に示されています。

措置法関係通達 66 の 2 の 2-2 は、8 割要件の判定、又は株式交付割合の算定における株式交付親会社株式の価額の判定日を、原則は株式交付日とし、課税上弊害がない限り、株式交付計画書に定められた算定方法における算定基準日の株価を基礎として合理的な手法により算定される価額によることができることを明らかにしています。

これは、株式交付計画を策定した時点で 8 割要件を満たしていたとしても、株式交付の効力発生日時点で 8 割に満たなくなり、本制度が適用できなくなる場合には、株主にとって課税関係についての予測可能性が保てず、株式交付に応ずるべきかどうか判断ができないといったことを斟酌して例外的な取扱いを定めたものです。課税上の弊害がある場合としては、短期間に株価が下落するということがあらかじめ分かっているが本制度による課税の繰延べを適用するような場合が挙げられていますが、株式に市場価格がある場合は、課税上の弊害がある場合に該当するケースは極めて限定的であるとされています。同様の取扱いは、措置法通達（株式等に係る譲渡所得等関係）37 の 13 の 3-1 においても定められています。

なお、8 割要件の判定日に関わらず、株式交付子会社株式の譲渡所得等の総収入金額の収入すべき時期、及び譲渡所得等の金額を計算する場合における株式等の「取得をした日」は、株式交付計画に定められた株式交付の効力発生日とすることが、措置法通達（株式等に係る譲渡所得等関係）37 の 10・37 の 11 共一（10）、37 の 10・37 の 11 共一 18（15）において明らかにされています。

措置法関係通達 66 の 2 の 2-3 は、8 割要件の判定及び株式交付割合の算定は、その適用を受ける株式交付子会社の株主ごとに判定をし、又は算定をすることを、先ず明らかにしています。従って、同一の株式交付について、措置法関係通達 66 の 2 の 2-2 による 8 割要件の判定を行った場合に、課税繰延の適用となる株主と適用とならない株主が並存することも考えられます。次に、1 株未満の株式の譲渡代金を交付した場合の 8 割要件の判定又は株式交付割合の算定については、交付された金銭が実質的に当該株主に対して支払う株式交付の対価であると認められるときを除き、当該株主に対してその 1 株未満の株式に相当する株式が交付されたものと扱われることが明らかにされています。同様の取扱いは、措置法通達（株式等に係る譲渡所得等関係）37 の 13 の 3-2、37 の 13 の 3-3 においても規定されています。

株式交付制度は、会社法上は現物出資とは異なる制度として整理されていますが、法人税法上は、法人税法施行規則 35 条等<sup>15</sup>から、現物出資の一つとして取り扱っていることが分かります<sup>16</sup>。この点は、法人税基本通達 1-4-1（注）2 の定めからも明らかです。したがって、法人税法第 132 条の 2（組織再編成に係る行為又は計算の否認）の対象となると考えられています<sup>17</sup>。

<sup>15</sup> 現物出資が株式交付である場合における当該移転があった日は、株式交付の効力を生ずる日をいう。

<sup>16</sup> 令和 3 年度税制改正の解説 664 頁

<sup>17</sup> 令和 3 年度税制改正の解説 664 頁

### 3. 株式交付による申告の留意事項等

措置法通達でも解説がされていますが、本制度の適用は株主個人ごとに8割判定が異なること、8割判定が充足される場合は、課税繰延が選択ではなく、強制適用である点に留意が必要です。株式交付を活用して株式交付子会社株式を取得した場合は、株式交換の場合と同様に、株主帳簿価額又は株式交付子会社の簿価純資産価額を基に(株式交付親会社における)株式交付子会社の株式の取得価額が算定されます。したがって、その後に株式交付子会社をグループ通算制度に加入させる場合も、株式交付子会社の株式の取得価額が現金で取得した場合と異なることが想定されます。

---

## Let's talk

---

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

### PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

[www.pwc.com/jp/tax](http://www.pwc.com/jp/tax)

パートナー  
鬼頭 朱実

パートナー  
浅川 和仁

ディレクター  
小原 一博

ディレクター  
荒井 優美子

シニア・マネージャー  
朝倉 雅彦

PwC 税理士法人は、企業税務、国際タックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 156 カ国に及ぶグローバルネットワークに 295,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は [www.pwc.com](http://www.pwc.com) をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2021 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.